

事務所概要およびサービス内容

Fisher Phillipsは、労働および雇用関連案件において、雇用に特化した米国で初めての法律事務所の一つとして、1943年に設立されました。

当事務所は、全米に38拠点を構え600名以上の弁護士が所属する、労働・雇用分野における米国最大手の法律事務所です。所属弁護士は、米国47州およびコロンビア特別区での弁護士資格を有しています。また、メキシコ国内の3拠点には約35名の弁護士が所属し、同国での法律業務を行っています。

地理的なネットワークを生かし、国際的な対応力と地域に根ざしたインサイトを結び付けることで、迅速なサービスを可能にしています。さらに、クライアントに関する情報を事務所間で安全に共有できるよう、ナレッジマネジメントリソースに投資することで、クライアントの事業や従業員の所在地にかかわらず、一貫性のある効率的なサービスの提供を実現しています。

Fisher Phillipsおよび所属弁護士の業績は高い評価を得ており、クライアントに最高水準のサービスを提供いたします。当事務所は、米国において**Chambers & Partners**、**U.S. News – Best Lawyers**、**The American Lawyer**、**BTI**といった著名な評価機関などから上位にランク付けされています。また、所属弁護士らは、**The Best Lawyers in America**、**Chambers USA**、**Super Lawyers**、**BTI**、**Martindale-Hubbell**、**Law 360**、**The Legal 500**、**Lawdragon**、**Benchmark Litigation**、

東京事務所

〒100-0006 東京都

千代田区有楽町1-13-2

第一生命日比谷ファースト

Corporate Counsel、Who's Who Legalなど、多くの権威ある機関から個人としても高い評価を得ています。

当事務所は、以下の分野においてクライアントに専門性の高い法務サービスを提供しています。

- 積極的差別是正措置（アファーマティブ・アクション）および連邦契約のコンプライアンス
- AI、データ、分析
- コーポレート・コンプライアンスおよびガバナンス
- 危機管理および戦略
- 電子的証拠開示（eDiscovery）およびデジタルワークプレイス
- 従業員福利厚生および税務
- 従業員の離職および企業秘密
- 従業員の休暇および配慮義務
- 雇用差別およびハラスメント
- 公正信用報告法（FCRA）およびバックグラウンド調査
- 政府関係対応
- 移民関連
- 国際的な雇用
- 労使関係
- 合併および買収（M&A）
- 賃金格差是正
- プライバシーおよびサイバーセキュリティ
- 人員削減
- 事業所選定およびインセンティブ制度
- 賃金および労働時間管理

- 労災補償および失業コスト管理
- 職場の安全管理